

## 使用済燃料輸送容器に係る廃止措置計画の取扱い等について

### 1. はじめに

令和2年10月7日の伊方発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請及び伊方発電所2号炉廃止措置計画認可申請の認可後以降、他電力の廃止措置計画の審査過程において、発電所構内輸送用の「使用済燃料輸送容器」（以下、「構内輸送容器」という。）については、性能維持施設として維持管理を明確化することが求められた。

本資料は、上記を踏まえ、「構内輸送容器」に係る伊方発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画の取扱い等を整理したものである。

### 2. 廃止措置計画の取扱い

「構内輸送容器」については、今後、適切な時期に性能維持施設として維持管理することを明確化するため、廃止措置計画変更認可申請を行う。

申請時期については、「3. 使用済燃料輸送容器の管理状況」に示すとおり、「構内輸送容器」は運転段階から引き続き、法令等に基づき適切に維持管理されていることから、使用時期までに、廃止措置計画変更認可申請を行い、認可を受ける。

なお、「構内輸送容器」の使用時期（2号炉使用済燃料ピットから3号炉使用済燃料ピットへの使用済燃料の搬出時期）は、令和2年7月2日の第16回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合での説明のとおり、発電所構内に設置する使用済燃料乾式貯蔵施設の竣工（令和6年度）以降である。

### 3. 使用済燃料輸送容器の管理状況

「構内輸送容器」については、廃止措置段階に移行後も運転段階と同様の維持管理を継続している。

「構内輸送容器」は原燃輸送（株）からのリース品であることより、所有者である原燃輸送（株）が容器承認を維持するため、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に基づく維持管理を実施している。

加えて、事業者としては、「構内輸送容器」をその他自ら定める設備<sup>※</sup>に選定し、保安規定に基づく施設管理を実施している。

※：廃止措置計画で定める「性能維持施設」以外で事業者が廃止措置段階で維持管理が必要な設備を「その他自ら定める設備」と保安規定に定めている。

以上